

添付法令資料 4 :

保税蔵置場の便宜の享受及び輸出目的輸入便宜制度の便宜の享受に対する
モニタリング及び評価の実施規則に関する 2019 年 2 月 13 日付インドネシア共和国
財務省国税総局国税総局長規定 No.PER-02/BC/2019 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 保税蔵置場のモニタリング (第 2 条)
 - 第 1 節 保税蔵置場の一般モニタリング (第 3 条ないし第 5 条)
 - 第 2 節 保税蔵置場の特別モニタリング (第 6 条ないし第 14 条)
 - 第 3 節 保税蔵置場のセルフ・モニタリング (第 15 条ないし第 17 条)
- 第 3 章 保税蔵置場の評価 (第 18 条)
 - 第 1 節 保税蔵置場のミクロ評価 (第 19 条及び第 20 条)
 - 第 2 節 保税蔵置場のマクロ評価 (第 21 条ないし第 24 条)
- 第 4 章 輸出目的輸入便宜制度のモニタリング (第 25 条)
 - 第 1 節 輸出目的輸入便宜制度の一般モニタリング (第 26 条及び第 27 条)
 - 第 2 節 輸出目的輸入便宜制度の特別モニタリング (第 28 条ないし第 34 条)
- 第 5 章 輸出目的輸入便宜制度の評価 (第 35 条)
 - 第 1 節 輸出目的輸入便宜制度のミクロ評価 (第 36 条ないし第 38 条)
 - 第 2 節 輸出目的輸入便宜制度のマクロ評価 (第 39 条ないし第 41 条)
- 第 6 章 モニタリング及び評価の実施の遵守 (第 42 条ないし第 44 条)
- 第 7 章 モニタリング及び評価の自動化システム (第 45 条)
- 第 8 章 終則 (第 46 条及び第 47 条)